

2025年7月2日

大阪私学教職員組合幼小中高専門学校部  
ご担当者様

## 第27回参議院議員選挙にあたっての公開質問状に対する回答

れいわ新選組 政策審議会事務局

1. 私立高校（全日制・定時制・通信制）の授業料無償化について、所得制限をなくし、すべての生徒の授業料無償化を求めています。所得制限撤廃についてのお考えをかきかせください。

（回答）

就学支援金における所得制限は、行うべきではありません。

民主党政権時代の2010年度から導入された就学支援金は、当初、所得制限はつけられていなかったのですが、政権復帰した自民・公明両党は、2014年度から所得制限を導入しました。2025年度から所得制限が撤廃されましたが、再び所得制限がつけられるようなことがないようにすべきです。

2. 大阪では、私立高校の授業料無償化の一方で、「キャップ制」として63万円を超える分を学校法人の負担としています。「キャップ制」についてのお考えをおきかせください。

（回答）

キャップ制とは、府が支援する授業料補助金（年間63万円）と授業用との差額について、私学側が負担する制度だと理解しています。

キャップ制については、反対です。なぜなら、どのような授業を行うかは、私学における建学の精神を具現化するもの、私学各校のアイデンティティに関わり、その授業に係る補助金を63万円に限定するのは、行政による私学の自主性・独自性への介入だからです。また、差額を私学が負担するとなると、私学の学校経営を圧迫されることになり、私立学校振興助成法の精神にも反するからです。

3. 私学の経常費助成について、文科省の予算は5万9千円のままです。

私学への経常費助成についてのお考えをお聞かせください。

（回答）

私学の経常費助成について、国庫補助（文科省予算）の5万9千円は低すぎます。もっと上げるべきです。

私立学校振興助成法1条には、「この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資するこ

とを目的とする」として、私学に在学する者の修学上の経済的負担の軽減することが目的の中に記されています。経常費助成についての文科省予算を上げることは、その法の目的にかないます。

また、同法が可決されるた際の附帯決議には「私立大学に対する国の補助は二分の一以内となっているが、できるだけ速やかに二分の一とするよう努めること」との文言が盛り込まれました。

<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/disppdf?minId=107515077X01819750701>

その趣旨は、私立大学のみならず、私立学校一般に及ぼすべきであると考えます。

4. 大阪の経常費補助金の配分基準は、生徒数頭割りのパーヘッド方式です。

パーヘッド方式についてのお考えをお聞かせください。

(回答)

パーヘッド方式とは、私学への経常費補助金の配分方式について、生徒単価均等方式とすることだと理解しています。

パーヘッド方式による経常費補助金の配分には、反対です。なぜなら、生徒の頭数によって配分することとしたため、少人数学級を実施したり、授業料を低く抑えてきた魅力ある小規模校への助成が大幅に減らされることになってしまったからです。また、パーヘッド方式により学校の大規模化に拍車がかかり、教職員たちが生徒獲得競争に汲々とせざるを得ない異常な事態を生じさせているからです。

私学への経常費補助金の配分方式は、以前のように、生徒数や教員数、授業料、人件費などの教育条件を加味した傾斜配分方式に戻すべきです。

5. 大阪では、入学金の補助制度がありません。入学金を値上げした学園が続出しています。入学金補助についてのお考えをお聞かせください。

(回答)

私学の入学金は、全国平均で約 16 万円であり、決して安くはありません。神奈川県や埼玉県など、入学金の補助制度を設けている自治体も存在しています。大阪府でも入学金補助を行うべきです。

以上